

令和8年度答申第10号  
令和8年6月8日

諮問番号 令和8年度諮問第5号（令和8年5月1日諮問）  
審査庁 厚生労働大臣  
事件名 職業訓練受講給付金不支給決定に関する件

## 答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

## 結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

## 理 由

### 第1 事案の概要

#### 1 本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号。以下「求職者支援法」という。）7条1項の規定に基づく職業訓練受講給付金（以下「給付金」という。）の支給の申請（以下「本件申請」という。）をしたのに対し、A公共職業安定所長（以下「処分庁」という。）が不支給とする決定（以下「本件不支給決定」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

#### 2 関係する法令の定め

（1）求職者支援法7条1項は、公共職業安定所長が指示した認定職業訓練及び公共職業訓練等（以下「認定職業訓練等」という。）を同法2条で定める特定求職者が受けることを容易にするため、国が当該特定求職者に対して、給付金を支給することができる旨規定し、同法7条2項は、給付金の

支給に関し必要な基準は、厚生労働省令で定める旨規定する。

- (2) これを受けて、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省令第93号。以下「求職者支援規則」という。）10条は、求職者支援法7条1項に規定する給付金は、職業訓練受講手当、通所手当及び寄宿手当とすると規定する。
- (3) 求職者支援規則11条1項は、職業訓練受講手当は、公共職業安定所長が指示した認定職業訓練等を受ける特定求職者が、給付金支給単位期間（原則、訓練開始日を起算日として1か月ごとに区切った個々の期間）において同項各号のいずれにも該当するときに、当該給付金支給単位期間について支給する旨規定し、同項5号は、実施日が特定されていない科目を含まない認定職業訓練等にあつては、当該認定職業訓練等の全ての実施日に当該認定職業訓練等を受講していること（ただし、やむを得ない理由により受講しなかった当該認定職業訓練等の実施日がある場合にあつては、当該認定職業訓練等を受講した日数に一部のみを受講した日数（1実施日における訓練の部分の2分の1以上に相当する部分を受講した日に限る。）に2分の1を乗じて得た日数を加えた日数（1日未満の端数があるときは、これを切り捨てた日数）の当該認定職業訓練等の実施日数に占める割合が100分の80以上であること）を掲げている。

### 3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) 特定求職者である審査請求人は、令和7年9月2日、公共職業訓練を開始した。当該訓練は、「B科」（以下「本件訓練」という。）であり、訓練期間は、同日から令和8年3月27日までであった。

（受講生募集ガイド2025、受講申込・事前審査書、就職支援計画書、訓練コース案内（職員閲覧用））

- (2) 審査請求人は、本件訓練を以下のとおり欠席した。

- ア 令和7年10月6日  
体調不良を理由として1日欠席した。
- イ 同月20日  
体調不良を理由として1日欠席した。
- ウ 同月27日  
体調不良を理由として1日欠席した。
- エ 同月28日

体調不良を理由として遅刻し、全6時限のうちの1及び2時限目を欠席した。

(職業訓練受講給付金支給申請書)

(3) 審査請求人は、令和7年11月5日、処分庁に対し、本件訓練に係る同年10月2日から同年11月1日までの給付金支給単位期間(以下「本件支給単位期間」という。)について本件申請をした。

(職業訓練受講給付金支給申請書)

(4) 処分庁は、令和7年11月5日、本件申請に対し、本件申請を認める旨の支給決定(以下「本件支給決定」という。)を行った。

(職業訓練受講給付金支給状況(支給記録)、弁明書、令和8年5月28日付け審査庁主張書面)

(5) 処分庁は、令和7年11月6日、本件支給決定について、出席率の算定方法に誤りがあったため支給要件を満たさず、不支給となることが判明したため、本件支給決定を取り消した上、審査請求人に対し架電し、本件支給決定は誤りであったと謝罪及び説明を行った。

(弁明書、令和8年5月28日付け審査庁主張書面)

(6) 処分庁は、令和7年11月6日、本件申請に対し「やむを得ない理由によって求職者支援訓練等を欠席したことにより、訓練等の実施日数に占める受講日数の割合が8割未満となったため」との理由を付して、本件不支給決定をした。

(職業訓練受講給付金不支給決定通知書(令和7年11月6日付け)、弁明書、令和8年5月28日付け審査庁主張書面)

(7) 審査請求人は、令和7年11月18日、処分庁を経由して、審査庁に対し、本件不支給決定を不服として、本件審査請求をした。

(審査請求書、封筒)

(8) 審査庁は、令和8年5月1日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして、本件諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

#### 4 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が令和7年10月28日の訓練に遅刻したことは事実である。遅刻の理由は体調不良だが、本件訓練始業前に訓練実施施設(以下「訓練校」という。)と処分庁に給付金が支給されるか確認したところ、半日の欠席ならば、給付金支給対象となると言われたからで、本来ならば出席していた。

給付金不支給決定となったのは、訓練校と処分庁の出席日数の計算が正しくなかったためである。このため、本件不支給決定の取消しを求める。

## 第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の判断は、おおむね以下のとおりである。

- 1 求職者支援規則の規定を受けて、本件不支給決定当時の給付金の支給に係る具体的な取扱いについては、求職者支援制度業務取扱要領（「求職者支援制度業務取扱要領」の改正について（令和7年9月9日付け職発0909第3号、開発0909第2号厚生労働省職業安定局長・人材開発統括官連名通達）別添。同年10月1日施行。以下「求職者支援要領」という。）において規定されている。

実施日が特定されていない科目を含まない認定職業訓練等の給付金の支給要件については、求職者支援要領10041（1）ホにおいて、求職者支援規則11条1項5号と同旨規定されている。

また、求職者支援要領10042（2）チにおいて、認定職業訓練等を受講しなかったことの「やむを得ない理由」については、「当該特定求職者本人の疾病又は負傷のため。」などと規定されており、求職者支援要領10042（2）リ（イ）から（ニ）までに示されている証明書類を必須の添付書類として求めて判断すると規定されている。

さらに、求職者支援要領10042（2）ヌにおいて、受講手当の支給要件に係る出席要件のうち認定職業訓練等の実施日について、「公共職業訓練を受講している受講者が指定来所日に安定所に来所する必要がある場合」などは、訓練実施日から除外できることが規定されている。

- 2 本件支給単位期間のうち、審査請求人が本件訓練を欠席した日は以下のとおりである。

令和7年10月6日（1日）：体調不良のため（証明書有り）  
同月20日（1日）：体調不良のため（証明書有り）  
同月27日（1日）：体調不良のため（証明書有り）  
同月28日（全6時限のうち1及び2時限目を欠席）  
：体調不良のため（証明書有り）

- 3 本件支給単位期間における認定職業訓練等の訓練実施日数は19日であり、出席日数は15.5日となるが、求職者支援要領10042（2）ロにおいて、「全体の実施日数に占める受講「日数」としての割合を算定するものであることから、訓練を受講した日に2分の1日分受講したものとして取り扱う日を加

えて算出した出席日数に端数が出た場合には、当該端数（2分の1日）は、「日数」として取り扱うことはできず、切り捨てた上で受講日数を算定することとなる。」と規定されており、支給単位期間ごとの出席日数計に端数が生じた場合は切り捨てた上で算定することになる。そのため、本件支給単位期間における出席日数は15日（0.5日は切捨て）であり、出席率は、15日／19日＝約78%（訓練の実施日数＝19日、訓練を受講した日数＝15日）となり、本件支給単位期間における訓練実施日の8割以上の出席があったとは認められない。

4 以上より、審査請求人は、本件支給単位期間において、やむを得ない理由により認定職業訓練等を欠席し、訓練等の実施日数に占める受講日数の割合が8割未満となるため、支給要件を満たしていない。よって、本件不支給決定は正当なものである。

5 審査請求人は、訓練に遅刻したのは体調を崩したことによるものであるが、本件訓練始業前に訓練校及び処分庁に確認したところ、半日の欠席ならば給付金の支給対象となると言われたからであり、本来ならば出席していた。給付金が不支給となったのは、訓練校及び処分庁の出席日数の計算が正しくなかったためであると主張する。

(1) 処分庁は審査請求人からの2限を欠席することとなった令和7年10月28日の電話照会において、同日1日欠席すると給付金の支給要件である出席率8割以上を満たさなくなるため不支給だが、訓練時間の2分の1以上受講すれば出席率8割以上となり、支給可能である旨の説明をした。

(2) また、処分庁は、令和7年11月5日の本件申請の際にも、審査請求人が提出した職業訓練受講給付金支給申請書に基づき審査を行った結果、支給可能である旨の誤った説明をした。

(3) 以上によれば、処分庁の対応に大いに問題があったといわざるを得ない。しかしながら、審査請求人は、求職者支援規則11条1項5号で規定されている支給要件を満たしていない事実が変わりはなく、結論において、支給要件を満たさないとして給付金を不支給とした本件不支給決定は正当なものであると考える。

6 以上により、本件審査請求には理由がないため棄却すべきである。

7 なお、審理員意見書は、下記のとおり付言している。

処分庁は審査請求人からの問合せに対し、出席率の算定方法について誤った回答を行っており、審査請求人はそれを誤認し、本件請求を行うこととなった

と思われる。

法令及び求職者支援要領に沿って対応することが最も適切な対応であり、そういった観点からは、当初は支給可能と伝えた回答を撤回し、本件処分をしたこと自体はやむを得ないものの、処分庁が当初より求職者支援要領を正しく理解していれば、審査請求人に無用の混乱を招くことはなかった可能性がある。

法令及び求職者支援要領は多岐にわたることは理解するが、今回の事案を踏まえ、求職者支援要領について今一度確認し、細部についても理解を深める必要がある。

### 第3 当審査会の判断

#### 1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手續に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

#### 2 本件不支給決定の違法性又は不当性について

(1) 上記第1の2(3)のとおり、給付金の支給を受けるためには、認定職業訓練等の全ての実施日に当該認定職業訓練等を受講していることが原則として求められている(求職者支援規則11条1項5号本文)。

ただし、求職者支援規則11条1項5号ただし書は、やむを得ない理由により受講しなかった当該認定職業訓練等の実施日がある場合は、当該認定職業訓練等を受講した日数の当該認定職業訓練等の実施日数に占める割合が100分の80以上であることをもって要件を満たす旨を定め、さらに、やむを得ない理由により当該認定職業訓練等の一実施日における訓練の部分の一部のみを受講した日については、当該認定職業訓練等の一実施日における訓練の部分の2分の1以上に相当する部分を受講した場合に限り、受講した日数を0.5日(2分の1日)として計上できるが、支給単位期間において、受講した日数の実施日数に占める割合の算定の際、受講した日数(出席日数)の合計に端数が生じた場合は当該端数を切り捨てる旨を定めている。

(2) 本件支給単位期間における訓練実施日数は19日であるところ、審査請求人は、体調不良のため、令和7年10月6日の1日、同月20日の1日、同月27日の1日、同月28日の6限のうちの2限をそれぞれ欠席している。

審査請求人は、本件訓練の欠席について、求職者支援要領10042(2)リ(イ)から(ニ)までに示されている証明書類(医療費請求(領収書等))を提出しており、審査請求人の欠席は、やむを得ない理由によるもの

と認められる。

しかしながら、本件支給単位期間における認定職業訓練等の訓練実施日数は19日であり、出席日数は15.5日（19日－3.5日）となるが、上記のとおり、求職者支援規則11条1項5号ただし書によれば、支給単位期間ごとの出席日数の合計に端数が生じた場合は切り捨てた上で算定するとされていることから、出席日数は15日である。そうすると、出席日数の訓練実施日数に対する割合は約78%となり（15日/19日）、当該支給単位期間における訓練実施日の8割以上の出席があったとは認められない。

したがって、審査請求人は給付金の支給に必要な求職者支援規則11条1項5号の要件を満たしておらず、本件不支給決定が違法又は不当とはいえない。

### 3 付言

審査請求人に対する給付金の支給要件に関する説明について、審査請求人が、令和7年10月28日の欠席に先立ち、体調不良で欠席した場合に給付金が支給されるか否か問い合わせた際、処分庁は、1日欠席すると不支給となるが、2分の1に相当する部分を受講すれば支給となる旨回答している。この回答は、求職者支援規則11条1項5号ただし書に反する誤った説明であった（出席率算定に当たり、出席日数のうち、端数を切り捨てることについては、求職者支援要領（10042（2）ロ）に同旨の記載があるだけでなく、「求職者支援制度・訓練受講のしおり－就職支援計画書の交付を受ける方へ－」にも明記されているところである。）。審査請求人は、この誤った説明を信頼して行動したと思われるところ、処分庁としては、関係法令等につき、正しい理解が得られるよう、職員に対する指導を徹底し、今後、このような事態が発生しないようにすべきである。

### 4 まとめ

以上によれば、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委	員	田	澤	奈	津	子
委	員	下	井	康	史	
委	員	羽	田	淳	一	